



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定・2件（水産課）…………… 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認・2件（文化振興課）…………… 1

### 公 告

- 家畜商講習会の開催（畜産課）…………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課）…………… 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課）…………… 5
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課）…………… 6

## 告 示

### 沖縄県告示第407号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、宜野座加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和元年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県告示第408号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、金武加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和元年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県告示第409号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和元年11月19日

沖縄県文化観光スポーツ部長 新 垣 健 一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和元年11月19日から令和2年1月19日まで
- 4 観覧料の額  
令和元年度博物館特別展「グスク・ぐすく・城—動乱の時代に生み出された遺産—」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	1,100円	950円

	大学生及び高校生	600円	500円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

**沖縄県告示第410号**

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和元年11月19日

沖縄県文化観光スポーツ部長 新 垣 健 一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和元年12月24日から令和2年2月2日まで
- 4 観覧料の額  
令和元年度美術館企画展「作家と現在」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,200円	1,000円
	大学生及び高校生	800円	700円
	中学生及び小学生	300円	250円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

**公 告**

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和元年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和元年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時及び場所
  - (1) 日時 令和2年2月6日（木曜日）午前8時50分から午後5時まで及び同月7日（金曜日）午前8時50分から午後5時30分まで
  - (2) 場所 那覇地域職業訓練センター 那覇市西3丁目14番1号 電話番号098-868-0439
- 2 講習科目及び時間
  - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間

- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 3 講習の対象者 家畜の取引の業務に従事するため家畜商の免許を受けようとする者
- 4 受講手続 受講希望者は、受講申込書に沖縄県証紙3,300円及び申込者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）を添えて、令和2年1月6日（月曜日）までに最寄りの家畜保健衛生所に提出すること。
- 5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）に問い合わせること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグエクスプレスもとぶ店 本部町字大浜851番地1ほか1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウエン 浦添市勢理客四丁目17番11号 代表取締役 稲嶺充
- 3 法第8条第1項の規定による本部町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和元年11月19日から同年12月19日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグエクスプレスもとぶ店 本部町字大浜851番地1ほか1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウエン 浦添市勢理客四丁目17番11号 代表取締役 稲嶺充
- 3 法第8条第1項の規定による本部町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和元年11月19日から同年12月19日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和元年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和元年6月20日
- (2) 商号名 有限会社島田建設工業
- (3) 代表者名 島田吉明
- (4) 所在地 浦添市仲間一丁目2番8号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-28）第6712号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年5月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

- 2(1) 処分をした年月日 令和元年6月20日
  - (2) 商号名 株式会社友輪設備
  - (3) 代表者名 安富祖修
  - (4) 所在地 金武町字伊芸254番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第12263号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和元年5月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和元年6月20日
  - (2) 商号名 平宮産業株式会社
  - (3) 代表者名 上地敦
  - (4) 所在地 うるま市与那城桃原560番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第5050号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和元年5月29日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和元年6月20日
  - (2) 商号名 株式会社大進興業
  - (3) 代表者名 大浦大介
  - (4) 所在地 宮古島市平良字久貝1067番地8
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13239号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和元年5月29日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和元年6月20日
  - (2) 商号名 リファイン沖縄株式会社
  - (3) 代表者名 又吉祐光
  - (4) 所在地 沖縄市泡瀬三丁目1番6号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第11364号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和元年5月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和元年6月20日
  - (2) 商号名 西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社
  - (3) 代表者名 藤澤茂樹
  - (4) 所在地 浦添市屋富祖二丁目6番15号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28)第11179号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和元年6月7日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和元年6月28日
  - (2) 商号名 大宝工建
  - (3) 代表者名 砂川靖
  - (4) 所在地 宮古島市平良字西里479番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13192号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和元年5月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和元年7月5日

- (2) 商号名 與那嶺組  
(3) 代表者名 與那嶺智紀  
(4) 所在地 那覇市古波蔵3丁目13番9号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第8659号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年6月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和元年7月12日  
(2) 商号名 砂川組  
(3) 代表者名 砂川康雄  
(4) 所在地 南風原町字喜屋武186番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12907号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年6月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年7月1日 沖縄県指令土第503号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真壁真壁原307番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都西東京市北原町三丁目2番22号 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林重行
- 5 検査済証番号 令和元年10月18日 第4599号
- 6 工事完了年月日 令和元年9月30日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年7月27日 沖縄県指令土第603号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里古島原1842番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字照屋1275番地グレイス喜納306 砂川篤史、糸満市字照屋1275番地グレイス喜納306 砂川美和
- 5 検査済証番号 令和元年10月21日 第4600号
- 6 工事完了年月日 令和元年9月30日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月13日 沖縄県指令土第524号、令和元年10月1日 沖縄県指令土第707号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字屋部1222番1の一部ほか15筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 種類 道路、避難通路、公園、緑地及び防火水槽
- (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
 (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市宇字茂佐1703番33 東住宅産業株式会社 代表取締役 仲泊弘次
- 5 検査済証番号 令和元年10月21日 第4601号
- 6 工事完了年月日 令和元年5月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年11月16日 沖縄県指令土第887号、平成28年1月25日 沖縄県指令土第36号（変更）、平成29年1月4日 沖縄県指令土第2号（変更）、平成30年2月20日 沖縄県指令土第109号（変更）、平成31年2月19日 沖縄県指令土第61号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市宜保一丁目1番3ほか2筆（4工区、5工区及び6工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市宜保一丁目1番地1 豊見城市長 山川仁
- 5 検査済証番号 令和元年10月28日 第4602号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月18日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子黒板機能付プロジェクタ及び関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和元年10月10日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 落札金額 74,690,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和元年8月30日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---